

(2) 地域における見守り活動の充実

現状と課題

地域における見守り活動は、手助けを必要としている人や気がかりな人を対象に、住民が「あいさつ」や「声かけ」、「生活の様子を気にかける」といった活動を通じて、共に支え合って暮らし続けることができる地域づくりを進めるための取り組みです。福島区では、連合振興町会や女性会、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会などが要援護者のうち本人同意が得られた人の名簿をもとに、日常的な見守り活動を行っています。

近年、ひとり暮らしの高齢者の増加やつながりの希薄化を背景に、いわゆる「孤立死」に代表されるような社会的孤立が課題となっており、高齢者実態調査においても、「孤立死を身近に感じる・やや身近に感じる」と回答した福島区のひとり暮らしの高齢者は、同居者のいる高齢者の22.6%を大きく超え、54.3%となっています。ひとり暮らしの高齢者をはじめとする要援護者が孤立しないよう、要援護者を把握し、住民主体の見守り活動の充実に取り組む必要があります。

また、これまで地域活動を支えてきた人の減少や高齢化、固定化による負担も問題となっており、地域の見守り活動に参加しやすい工夫を行っていくなどの支援が必要です。

取組の方向性

行政と地域が保有する要援護者情報をもとに、「要援護者名簿」を作成して地域の日常的な見守りにつなげるなど、地域において支援を必要としている人を発見し、適切な支援につなげるためのネットワークを強化するとともに、地域における見守りや助け合いの活動を支援します。また、ライフライン事業者等とのマルチパートナーシップにより、支援を必要としている人の早期発見に努めます。

主な取組

【1. 見守り相談室（見守りネットワーク強化事業）】

区社会福祉協議会に設置した「見守り相談室」は、行政と地域が保有する要援護者情報をもとに「要援護者名簿」を作成し、地域の日常的な見守り活動につなげるなどの地域の福祉活動を支援していきます。

また、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）が地域福祉コーディネーター等と連携し自ら助けを求めることができず、地域社会から孤立しがちな人を早期に発見し、本人に寄り添いながら、まずは困りごとを聞きねばり強くコミュニケーションをとり関係を構築する働きかけ（アウトリーチ）を行い、他の関係機関と連携し支援や地域の見守り等につなげていきます。

さらに、認知症高齢者等の行方不明時の早期発見のための取組として、早期に身元を特定するための「見守りシール」等の配布や位置情報検索機器（GPS）の貸与などを行っています。

見守り相談室（2023（令和5）年度）

要援護者名簿（実人数）	孤立世帯への専門対応	認知症高齢者の発見協力者
2,114 人	226 人	186 人・団体

【2. みんなの相談室】**重点取組**

各地域のコミュニティセンター・福祉センターに設置する「みんなの相談室」の地域福祉コーディネーターが、福祉課題を抱えた方やその家族、地域で見守り活動を行っている人等からの相談に対応し、内容に応じて制度やサービスなどに関する情報提供や関係機関・団体等につなげていきます。

みんなの相談室活動状況

	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
活動件数	6,791 件	7,241 件

【3. ライフライン事業者等との連携・協働】

電気、ガス、水道、新聞販売等のライフライン事業者と事業連携協定を締結しており、検針や配達等の個別訪問を行う中で異変等を察知した場合には、緊急を要する場合は警察（110 番）や消防（119 番）に、緊急を要しないと思われる場合は保健福祉センターに通報し、見守り相談室や、地区の民生委員・児童委員及び主任児童委員などの関係機関等と速やかに連携し、安否確認を行っていきます。

(3) 障がいのある人や認知症の人と共生する地域づくり

現状と課題

地域には、年齢や性別、障がいの有無など、様々な特性や背景をもつ人々が住み、それぞれ異なった世帯構成や生活環境の中で暮らしています。だれもが、自分らしく安心して暮らしていくためには、地域に関わるすべての人の力を合わせて、共に生き共に支え合い、みんなが生活をともに楽しむ地域づくりが大切です。

福島区では、療育手帳や精神障がい者保健福祉手帳の所持者数は年々増加傾向にある中、障がい者等基礎調査において、障がいを理由に不快や不便さを感じたと回答した障がいのある人は35.5%となっており、障がいや障がいのある人に関する理解の促進とともに、必要な配慮が求められています。「障害者差別解消法」でも事業者による合理的配慮が義務化され、障がいのある人から活動などを制限しているバリアを取り除く何らかの対応を必要としているとの意思表示があった場合、負担が重すぎない範囲で対応することが求められています。

また、居宅の認知症高齢者（介護保険における日常生活自立度Ⅱ以上の方）も増加している状況で、高齢者実態調査では、日常生活に不安を感じると答えた高齢者が53.2%で、そのうち自分自身や家族が認知症になることが不安であると回答した人は29.3%おり、認知症になっても尊厳を保持しつつ希望を持って安心して暮らすことができるよう、認知症の人やその家族、また地域の人の認知症と認知症の人に対する正しい知識と理解を深めることが大切です。

取組の方向性

障がいや障がいのある人、認知症や認知症の人に関する正しい理解を深め、基本的人権を尊重し、障がいのある人や認知症の人が孤立することなく尊厳をもって社会参加し続けられる、だれもがお互いを認め配慮し、支え合う共生する地域づくりを進めていきます。

主な取組

【1. 障がいのある人と共生する地域づくり】

地域自立支援協議会やスポーツ推進委員協議会、区社会福祉協議会、当事者の会、支援施設など様々な団体は、互いに協力・協働し、障がい者スポーツの理解促進と交流を目的とした、「福島区障がい児・者 スポーツ・レクリエーションひろば」やボッチャ体験会などを実施するほか、障がい者週間や区民まつり、ヒューマンシアターなどの区民が集まるイベント等の機会に物販ブースなどの出展を通し、障がいや障がいのある人への理解促進、啓発活動に取り組んでいきます。

【2. 認知症の人との共生する地域づくり】

地域包括支援センターに、認知症地域支援推進員（専門職）と認知症地域支援コーディネーターを配置し、認知症の人と共生する地域づくりを支援しています。

認知症地域支援推進員（専門職）は、認知症の人やその家族も参加できる「認知症カフェ」の側面的支援や認知症の正しい知識の普及啓発活動を行っていくほか、認知症の人がいきいきと地域で暮らすための活動の支援などを行っています。

認知症地域支援コーディネーターは、区社会福祉協議会が実施する認知症養成講座を受講した認知症サポーターのうち地域で活動を希望する、または活動している人を対象に、認知症の人に係るボランティア活動に必要な知識を習得したオレンジサポーターを養成する認知症サポーターステップアップ研修を実施するとともに、認知症のひとや家族とオレンジサポーターで構成されたボランティアチーム「ちーむオレンジサポーター」の地域福祉活動を支援します。また、地域において認知症の人にやさしい取組を行う企業・団体を「オレンジパートナー」として登録・周知し、地域における支援活動を促進していきます。

認知症カフェ（2024（令和6）年10月1日現在）

認知症カフェ	5 か所
--------	------

オレンジパートナー（2024（令和6）年10月1日現在）

オレンジパートナー	45 団体
-----------	-------

【3. 認知症高齢者等の行方不明時の早期発見の取組】 **重点取組**

見守り相談室は、家族等からの申請により事前登録された認知症高齢者等が行方不明となった時に、登録された特徴等の情報を保健福祉センターと協定を結んだ協力者に対しメールで配信し、早期発見・保護につなげていきます。

また、行方不明の認知症高齢者への対応を、実践を通して学びを深める「認知症 声かけ訓練」などを実施し、「ちーむオレンジサポーター」や「オレンジパートナー」、地域で活動されている人等が認知症や認知症の人への理解を深めていきます。

(4) 災害時等における要援護者への支援

現状と課題

近い将来発生すると予測される南海トラフ巨大地震が発生した場合、福島区では家屋の倒壊、火災、津波などの甚大な被害が想定されていますが、災害発生の恐れがある時や災害発生時、公的機関による避難支援や救出・救護には限界があります。1995（平成7）年に発生した阪神・淡路大震災では、家屋や家具の下敷きになり救助された人の約98%（※）が「自助」「共助」で助けられており、専門の救助隊に助けられた「公助」は1.7%でした。まずは「自分と家族の命は自分（たち）で守る」という意識が重要です。

しかしながら、高齢者や障がい者などの要援護者の中には自ら避難することが難しかったり、避難所での生活において周りの人の手助けや特別な配慮が必要な場合があることから、地域での助け合い（共助）が大切であり、常日頃から、地域でのつながりや見守り活動、関係機関との連携は非常に重要となっています。

（※）約98%の内訳は、自力や家族に救助された「自助」が66.8%、友人や隣人、通行人に救助された「共助」は、30.7%でした。（社）日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」より

取組の方向性

災害時に備え、自主防災組織による、避難行動要支援者に対する実効性のある個別避難計画の作成や、地域住民がともに参加してお互いの存在を知り理解を深められる地域防災訓練の実施について、区役所や関係機関が連携・協力して進めるとともに、すべての住民が共助の必要性を理解し、地域とつながり、共に支え合い、助け合うための取組を推進していきます。

■個別避難計画

2021（令和3）年の災害対策基本法の改正により、高齢者、障がい者、乳幼児、妊産婦など特に配慮を要する者（要配慮者）のうち、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難確保を図るため、特に支援を要する「避難行動要支援者」ごとに避難支援を行う者・支援の方法・避難場所・避難経路等を定めた「個別避難計画」を作成することが努力義務化されました。

本市では、地域住民が「自分たちの地域は自分たちで守る」という意識に基づき自主的に結成された「自主防災組織」で作成することとしており、優先度の高い要介護5以上や重度障がいなどの居宅生活者について、2026（令和8）年度末までに作成することを目標にしています。将来的には、見守り活動で使用している要援護者名簿掲載の人（約2200人）を対象に作成していきます。

主な取組

【1. 要援護者の個別避難計画の作成】重点取組

災害が発生したときに、避難行動要支援者の生命・身体を守り避難を支援できるよう、区役所は自主防災組織が作成する「個別避難計画」について、協力して取組を進め全地域での作成をめざします。

個別避難計画（2024（令和6）年11月1日現在）

対象者数	677人	作成数	459人
------	------	-----	------

【2. 地域防災訓練】

すべての住民が災害時の助け合い（共助）を理解し、避難行動要支援者が地域とつながり安全が確保できるよう、自主防災組織と区役所が協力し、個別避難計画を活用した救出・搬送や避難所への車いすでの避難誘導など、避難行動要支援者をサポートする工夫を凝らした地域防災訓練を実施していきます。

地域防災訓練（2024（令和5）年度）

開催地域	4地域
------	-----

【3. 難病児者等への支援】

人工呼吸器を使用しているなどの医療的依存度の高い人（難病患者や小児慢性特定疾病児等）について、保健福祉センターの保健師が訪問し本人や家族、関係機関と話し合いながら「災害時個別支援計画」を作成するとともに、本人同意のもと地域との顔の見える関係づくりを行っています。

また、民間企業と締結した災害時における電動車両等の支援に関する協定に基づき、発災時に借り受けたプラグインハイブリッド車を、事前登録をされた難病・小児慢性特定疾病患者等の人工呼吸器等のバッテリーへの充電を中心に活用していきます。（ただし、災害規模等により電源供給を確約するものではありません。）

災害時個別支援計画（2024（令和6）年11月1日現在）

対象者数	13人	対象者への作成支援件数	11人
------	-----	-------------	-----

【4. 見守りネットワークの強化】

要援護者のうち本人同意が得られた人の名簿を地域団体や民生委員・児童委員及び主任児童委員に提供するなど、地域における要援護者の日常的な見守り活動のネットワークを強化するとと

もに、災害時の避難支援にもつながるような日頃からの顔が見える関係づくりに取り組んでいきます。

【5. 防災備蓄物資の拡充】

要援護者を含むすべての住民が安全かつ安心して避難生活を送れるよう、区役所独自で人工呼吸器をはじめとする医療機器等のためのポータブル電源、栄養補給や甘味による心理的ストレスの軽減が期待できる食料等の防災備蓄物資を区役所や災害時避難所（※1）、福祉避難所（※2）に配備しており、令和6年能登半島地震などの避難所運営等の教訓を活かし、必要な防災備蓄物資を精査・整備していきます。

防災備蓄物資（2024（令和6）年度配備）

ポータブル電源	28台	LEDランタン	70台
水電池	1,400本	災害時用備蓄ようかん	8,800本

（※1）災害時避難所とは、浸水や倒壊により自宅で生活できなくなった市民が避難生活を送る施設で、区内の小中学校及び高等学校13か所に開設します。

（※2）福祉避難所とは、災害時避難所での生活において特別な配慮を必要とする方々を受け入れる施設で、区内の老人ホーム、老人保健施設、ケアホームなど13か所に開設します。

(5) 地域を支える人材づくり

現状と課題

福島区では、連合振興町会や女性会、民生委員児童委員協議会などの地域団体やこれらの団体で構成する地域活動協議会、また企業やNPO、ボランティア等が、地域で様々な地域福祉活動に取り組んでいます。

しかし近年、セキュリティが高いマンションや少人数・単身世帯が増加し、町会加入率も低下するなど、地域とのつながりが希薄化しており、また、新型コロナウイルス感染症の拡大により地域活動が制限されていたことも影響し、地域福祉活動を支えてきた人(以下「担い手」という。)は減少しています。さらに、担い手の高齢化や固定化による負担増から、継続が危ぶまれる活動も見受けられる状況です。

地域福祉実態調査では、「地域福祉活動に関心があるか」の問いに対し、福島区民の60%の人が「関心がある、ある程度関心がある」と答えている一方、「現在も参加している」と答えた人は4.3%と非常に低く、「地域福祉活動に参加しない理由」としては、「時間がないから」が一番多く、次いで「参加するきっかけがないから」と回答しており、地域福祉活動への参加を促進するためには、きっかけづくりが重要となっています。

取組の方向性

関係機関や様々な主体と連携し、誰もが、見守り活動や居場所づくりなどの地域福祉活動の「受け手」であり、また「担い手」であることを意識づけるとともに、地域福祉活動へ参加するきっかけをつくるための各種研修会やイベント等の事業などに取り組み、地域福祉活動の担い手づくりを進めていきます。

主な取組

【1. ボランティア・市民活動センター】

区社会福祉協議会は、ボランティア・市民活動のすそ野を広げ、地域福祉を推進するため、「福島区ボランティア・市民活動センター」を設け、さまざまなボランティア・市民活動に対し相談・情報・活動支援・ネットワーキングなどのサポートを行っていきます。

ボランティアの需給調整に加えて、新たな担い手を発掘・育成するため、ボランティア養成講座の開催や、より広くボランティアについて知ってもらうためホームページ・SNS・ボランティア通信等を活用した情報発信、ボランティアの横のつながりを構築するためのボランティア・市民活動団体連絡会を実施していきます。

【2. 福島お助けネットワーク】

福祉サービスの対象とならない軽微な作業等を地域住民が有償ボランティアとして援助する「福島お助けネットワーク」を実施し、有償ボランティア（サポーター）を募ることで、新たな福祉活動の担い手の発掘や地域福祉活動への参加を促進していきます。

福島お助けネットワーク

	2021（令和3）年度	2022（令和4）年度	2023（令和5）年度
利用登録者数	466人	227人	300人
サポーター数	92人	99人	62人

【3. 知っ得健康塾（健康づくりひろげる講座）】

生活習慣病予防と介護予防を学び、自らの生活の中で実践するとともに、地域において健康づくり・介護予防活動を啓発していく人材を育成するため、「知っ得健康塾（健康づくりひろげる講座）」を開催します。また、その修了者で構成する「福島区健康づくり推進協議会（すこやか会）」と連携し、健康講座などを開催するほか、「すこやか会」が取り組む介護予防・閉じこもり予防のための楽しく歩く「歩育」などの地域福祉活動を支援していきます。

【4. 健康講座 保健栄養コース】

食生活改善を中心とした健康づくりのリーダーを育成するため、「健康講座 保健栄養コース」を開催します。その修了者で構成する「福島区食生活改善推進員協議会（ふじの会）」と連携し、妊婦や男性、こども向けの食育教室、生活習慣病予防のための食育講座などを開催するほか、「ふじの会」の地域福祉活動を支援していきます。

【5. 認知症サポーター養成講座・認知症サポーターステップアップ研修】

区社会福祉協議会は、認知症サポーター養成講座を実施し、認知症の人やその家族を温かく見守り、自分のできる範囲で活動する応援者「認知症サポーター」を養成します。また、地域包括支援センターは、認知症サポーターのうち、地域で活動を希望する、または活動している人を対象に、認知症の人に係るボランティア活動に必要な知識を習得したオレンジサポーターを養成する認知症サポーターステップアップ研修を実施し、研修受講者は、認知症の人やその家族と、オレンジサポーターで構成されたボランティアチーム「ちーむオレンジサポーター」が行う体操サークルや認知症カフェの支援などの地域福祉活動を後方支援していきます。

(6) 福祉教育の推進

現状と課題

地域福祉活動を広げていくためには、社会全体で他者への理解や関心を高めることが重要ですが、近年、地域でのつながりが希薄化し、高齢者や障がいのある人など様々な人とふれあう機会が少なくなっている中、子どもの頃から身近な人に関心を持ち、人間として成長し合えるよう、学校と地域社会が連携し福祉教育を進めていくことが特に重要になっています。福祉教育により、子どもたちの福祉に関する理解を深め、自分のことも周りの人も大切にすることを学び、福祉の心を育むことで、未来の担い手を育てることにもつながります。

また、地域での見守り、支え合いを進めるため、机上の教育だけでなく、地域の高齢者などとふれあう世代間交流や障がい当事者等との交流などによる体験を通し、思いやりの心や助け合いの心、協力することについての学びを深め、より福祉を身近に感じることが大切です。

取組の方向性

学校園や保育所等と区社会福祉協議会や地域、ボランティア等が連携して実施している福祉の理解促進や体験型学習などの福祉教育を支援するとともに、高齢者や障がいのある人への理解と交流を促進することで、お互いを認め助け合う大切さを学び育む取組を進めていきます。

主な取組

【1. 学校等における福祉教育】

小学校は、大阪市が作成した小学生向け福祉読本「ふだんの 暮らしを しあわせに」を活用した授業等を実施するほか、区社会福祉協議会は、地域支援担当職員（コミュニティーワーカー）が小中学校等でアイマスクや車椅子、高齢者の疑似体験や障がい当事者の講話等の様々な福祉教育プログラムをボランティアとも協働しながら実施していきます。

福島区社会福祉協議会の福祉教育プログラム（2023（令和5）年度）

小学校	中学校	幼稚園
10回	2回	1回

【2. 障がい者スポーツを通じた取組】

地域自立支援協議会やスポーツ推進委員協議会などが、健康展等のイベントにおいて開催する「障がい者スポーツ（ポッチャ）体験会」を支援し、障がい者スポーツの理解促進と交流を進めます。

また、国際親善女子車いすバスケットボール大会の開催に合わせて、小中学校で参加する外国チームとの交流や車いすバスケットボールの体験、試合観戦などを行う機会を設け、障がい者スポーツの理解促進を図ります。

5 地域福祉の推進に向けて

(1) 期待されるそれぞれの役割

① 期待される住民の役割

地域福祉を推進していくためには、住民はサービスの受け手としてだけでなく、積極的に地域福祉活動に参画していくことが重要です。地域での支え合い、助け合いの関係を築いていくとともに、地域課題を自らの問題として受け止め、地域福祉の担い手として、声かけや手伝い等、自分がすぐにでも取り組めることから具体的な地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

そのため、各種研修や講座、地域の集まり、地域活動、ボランティア活動に積極的に参加し、地域社会の一員としての自覚と役割が育成され、地域活動や市民活動が展開されていくことが望まれます。

② 期待される地域団体・施設・学校・企業等の役割

地域では福祉活動の充実が図られてきており、各種団体の活動も活発に行われています。住民の身近な地域で活動する地域活動協議会や町会、地域団体、さまざまな属性や多世代のコミュニティ、広い地域で公益活動や市民活動を行う団体、さまざまな事業を展開するNPO法人等、多くの団体が地域で福祉活動に取り組んでいます。福祉課題が複雑化・多様化してきている今、より多くのグループ・団体等が設立され、活発な活動を継続することが期待されています。これらの団体等については、住民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割が期待されます。

また、学校は福祉教育を通じて、子どもの頃から身近な人に関心を持ち、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う考え方を学べる場所です。子どもたちが学んだことを活かし、自分ができる事を考えることで福祉の未来につながることを期待されます。

そのため、地域活動協議会や町会、地域コミュニティ・団体が新しい活動者の発掘・養成を行い、地域や住民ニーズに対応した活動の開拓や、よりよき運営等を進め、専門機関・団体・施設等の支援組織や学校、区社会福祉協議会、区役所との一層の連携強化が図られていくことが望まれます。

③ 福島区役所の役割

福島区役所は、地域福祉の推進にあたり福祉の向上をめざして、福祉施策を効果的かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。

また、区役所内の保健福祉センターは、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法及び知的障害者福祉法に定める援護、育

成又は更生の措置に関する事務を行う社会福祉法における福祉事務所の機能と、住民に対し、健康相談、保健指導及び健康診査その他地域保健に関し必要な事業を行う地域保健法における市町村保健センターの機能を有しています。

さらに、保健福祉センターは、2024（令和6）年4月からは、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が連携・協働して、切れ目のない一体的な相談支援を行う、児童福祉法におけるこども家庭センターの機能が追加されています。

区役所の全庁的な体制のもと、各事業を実施するとともに、専門機関・団体・施設等の支援組織、福島区社会福祉協議会、地域で福祉活動を行う関係団体や学校等と連携・協力を図りながら、本ビジョンを推進していきます。

さらに、住民の地域福祉活動への参画を促すため、福祉的な課題だけではなく、趣味・特技等の他、興味や関心の高いテーマに沿った各種研修や講座等の開催を支援することや、地域活動への参画方法、グループや団体の組織づくりのサポート等、参加機会の提供の充実に努めるとともに、区社会福祉協議会やまちづくり等を支援する中間支援組織を支援・連携して、各関係機関等とのネットワーク化を図り、総合的な相談支援体制の強化や住民への積極的な情報発信や情報提供の充実に努めます。

④ 福島区社会福祉協議会の役割

福島区社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、福島区役所と共に、地域活動協議会や町会、地域団体、地区・校下社会福祉協議会、民生委員・児童委員及び主任児童委員等、さまざまな属性や多世代のコミュニティ、広い地域で公益活動や市民活動を行う団体、さまざまな事業を展開するNPO法人やボランティア、福祉施設、学校等との連携をさらに深め、本ビジョンを推進していきます。

また、地域福祉活動を実践するボランティアの育成や資質向上を図るほか、新たな地域福祉活動の担い手やNPO等の組織を支援するとともに、講座や事業等を実施します。

（2）地域福祉の推進体制

本ビジョンは、地域福祉の担い手としてのすべての住民、福祉活動団体、福祉事業者、医療機関、行政機関等が、それぞれの取組を協力して進めていくうえで、方向性を共有するためのものです。

福島区役所と福島区社会福祉協議会は、「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結し、両者が福島区における地域福祉にかかる将来的な展望を共有し、相互に役割を分担しながら連携・協働して地域福祉を推進しています。しかし地域福祉の取組を進めるためには、両者が中心的な役割を果たしながらも、両者だけでなく、さまざまな活動に取り組む住民や地域活動協議会等の各種地域団体、ボランティア団体、NPO等の市民活動団体、学校、地域包括支援

センター、障がい者基幹相談支援センターや医療機関等の関係団体が互いに協力・協働して進め、また、地域福祉を含めた新しい活動や活動者を発掘・養成することや、まちづくり等を支援する中間支援組織との連携を深め、福島区民の社会活動参画を推進していくことが大切です。また、取組の支援やサポートを通じて行政が地域福祉の推進を支え、子どもから高齢者まで、住民の誰もが住み慣れたまちで安全に安心して暮らし続けられる地域社会の実現をめざします。

(3) ビジョンの普及啓発

本ビジョンのわかりやすい概要版の作成や広報誌、ホームページ、SNSの活用等により周知を図るほか、区民まつりや地域での行事や会議等の機会をとらえて、積極的に周知を図ります。また、住民や福祉活動団体、相談支援機関、その他関係機関等が取組の方向性を共有し、地域福祉を推進できるよう、様々な機会をとらえてビジョンの説明を行うなど、今後も周知啓発の工夫に努めていきます。

資料編

1. 統計データから見る福島区の状況

(1) 概況

項目	数値	出典
面積	4.67k㎡	2024（令和6）年10月1日現在 推計人口
人口	83,255人	
世帯数	46,650世帯	
年少人口（15歳未満）と割合	9,571人（11.5%）	
老年人口（65歳以上）と割合	15,099人（18.1%）	
単身世帯数	22,923人	2020（令和2）年国勢調査
高齢者単身世帯数	3,987人	
外国人人口	2,399人	2024（令和6）年9月30日現在

(2) 社会福祉施設・医療関連施設等の状況

● 高齢者福祉施設・事業所数（2024（令和6）年4月1日現在）

居宅介護支援事業所	30ヶ所
訪問介護事業所	33ヶ所
通所介護事業所	21ヶ所
通所リハビリ事業所	4ヶ所
訪問看護事業所	21ヶ所
福祉用具事業所	7ヶ所
介護老人保健施設	1ヶ所
有料老人ホーム	4ヶ所
小規模多機能型居宅介護	1ヶ所
高齢者向け住宅（サ高住）	1ヶ所
グループホーム	5ヶ所
特別養護老人ホーム	3ヶ所

● 児童福祉施設・事業所・教育施設数（2024（令和6）年4月1日現在）

保育所・保育園	17ヶ所
認定こども園	6ヶ所
小規模保育（2歳まで）	14ヶ所
地域子育て支援拠点（つどいの広場事業等）	5ヶ所
幼稚園	6か所
小学校	9校
中学校	3校
高等学校	1校

● **障がい児・障がい者施設・事業所数（2024（令和6）年7月1日現在）**

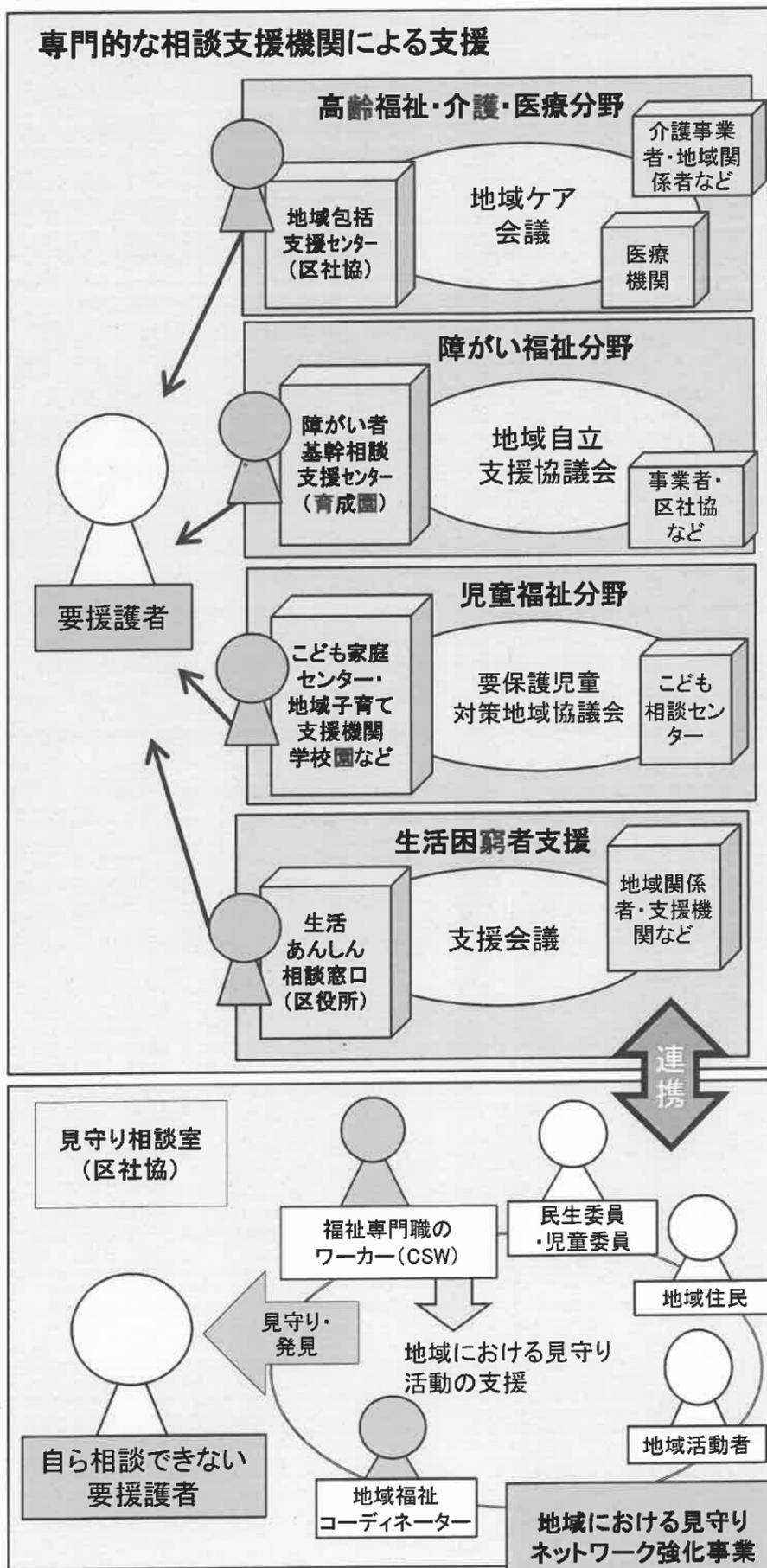
障がい児を対象としたサービス事業所	
・ 児童発達支援	27 ヶ所
・ 放課後等デイサービス	23 ヶ所
・ 居宅訪問型児童発達支援	1 ヶ所
・ 保育所等訪問支援	6 ヶ所
・ 障がい児相談支援	6 ヶ所
障がい福祉サービス事業所	
・ 居宅介護	32 ヶ所
・ 重度訪問介護	31 ヶ所
・ 同行援護	15 ヶ所
・ 行動援護	4 ヶ所
・ 短期入所（ショートステイ）	3 ヶ所
・ 生活介護	6 ヶ所
・ 自立訓練（生活訓練）	7 ヶ所
・ 施設入所支援	1 ヶ所
・ 就労移行支援（一般型）	2 ヶ所
・ 就労継続支援（A型）	4 ヶ所
・ 就労継続支援（B型）	8 ヶ所
・ 就労定着支援	1 カ所
・ 共同生活援助（グループホーム）	6 ヶ所
・ 計画相談支援	8 ヶ所
移動支援事業所	25 ヶ所
地域移行支援事業所	3 ヶ所
地域定着支援事業所	3 ヶ所

● **医療関連施設・事業所数**

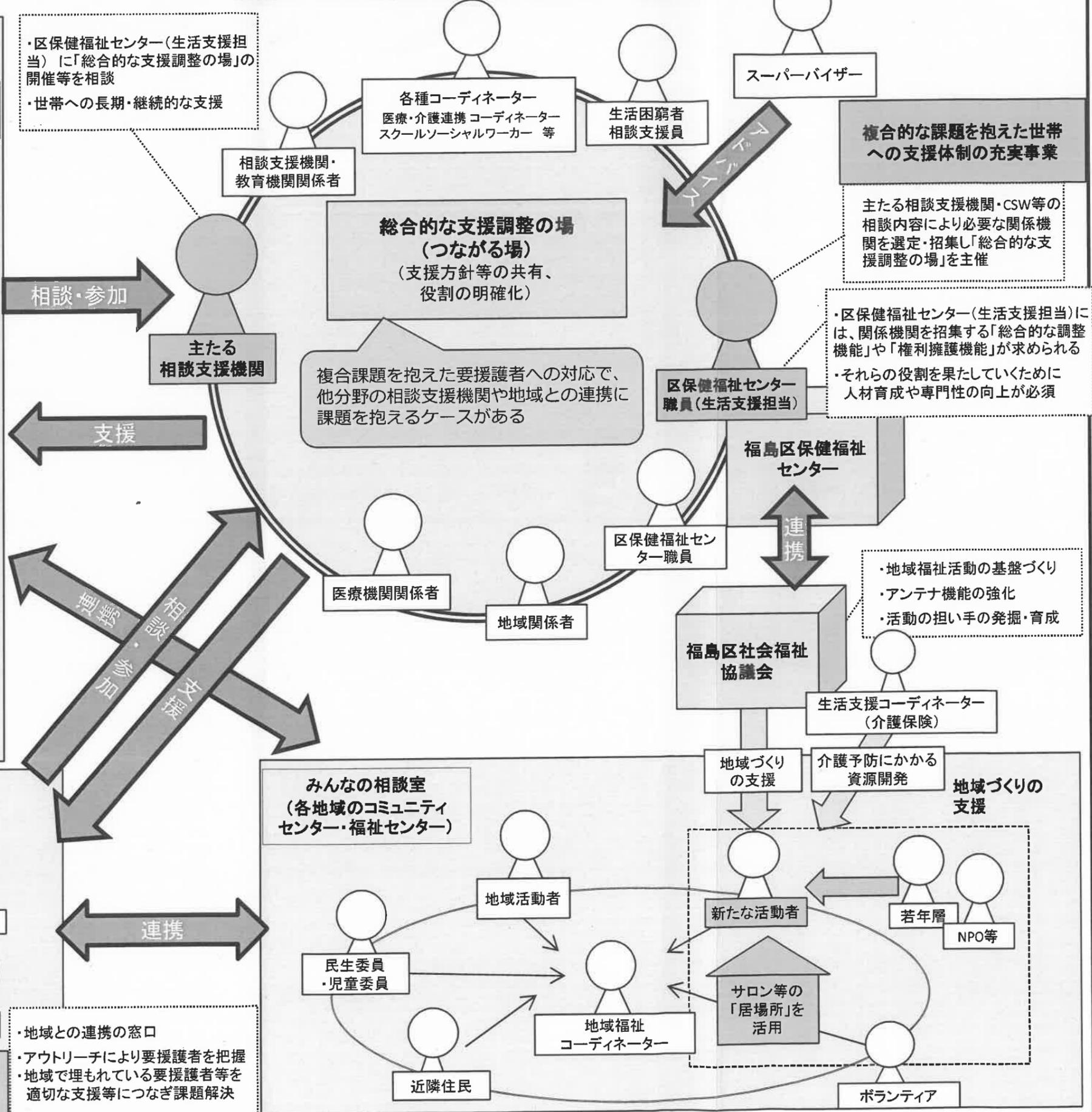
福島区医師会加入病院・医院数	78 ヶ所（2024（令和6）年10月1日現在）
福島区歯科医師会加入歯科医院数	49 ヶ所（2024（令和6）年9月1日現在）
福島区薬剤師会加入薬局数	48 ヶ所（2024（令和6）年10月1日現在）

相談支援機関・地域・行政が一体となった総合的な相談支援体制

【各福祉分野による支援】



【複合的な課題を抱えた世帯への支援】



区の施設MAP



- 1 E4 福島区役所・福島区保健福祉センター
大開1-8-1 ☎6464-9986
- 福島図書館
吉野3-17-23(区民センター3階) ☎6468-2336
- 2 E4 福島区民センター
吉野3-17-23 ☎6468-1771
- 3 E2 福島区社会福祉協議会(あいあいセンター)
海老江6-2-22 ☎6454-6330
- 福島区地域包括支援センター
海老江6-2-22 ☎6454-6330
- 4 B2 福島区老人福祉センター(きらめきセンター)
海老江6-1-14 ☎6453-2357
- 福島区子ども・子育てプラザ
海老江6-1-14 ☎6453-0207
- 5 E4 福島スポーツセンター
吉野3-17-23(区民センター4階) ☎6468-0450
- 6 D4 下福島プール(トレーニングルーム含む)
福島4-1-82 下福島公園内 ☎6444-3450
- 7 D4 下福島運動場
福島4-1-82 下福島公園内 ☎6312-8121
- 8 E4 吉野町運動場
吉野4-12 ☎6312-8121
- 9 C3 中央卸売市場本場
野田1-1-86 ☎6469-7955
- 10 E4 福島消防署
吉野3-17-22 ☎6465-0119
- 11 B3 建設局野田工営所
野田6-2-16 ☎6466-2157
- 12 E4 福島警察署
吉野3-17-19 ☎6465-1234
- 13 D3 上福島コミュニティセンター
福島8-12-7 ☎6451-5018
- 14 D3 福島コミュニティセンター
福島5-17-23 ☎6453-3190
- 15 C4 玉川コミュニティセンター
玉川4-5-17 ☎6441-3781
- 16 C3 野田コミュニティセンター
野田5-9-8 ☎6468-9610
- 17 E4 吉野コミュニティセンター
吉野4-3-21 ☎6461-7110
- 18 E4 新家コミュニティセンター
吉野4-12-36 ☎080-8510-2166
- 19 E3 大開集会所
大開1-19-40 ☎6461-4817
- 20 D2 鷺洲コミュニティセンター
鷺洲2-4-14 ☎6451-0303
- 21 C2 海老江東コミュニティセンター
海老江1-5-20 ☎6458-1178
- 22 E2 海老江西コミュニティセンター
海老江6-6-19 ☎6458-0011

区内の災害時避難所	
23 D2	上福島小学校 福島7-4-33
24 D3	福島小学校 福島4-5-6
25 D4	玉川小学校 玉川12-13-16
26 E3	下福島中学校 玉川1-4-11
27 C3	野田小学校 野田5-13-22
28 E4	吉野小学校 吉野3-10-5
29 E3	野田中学校 吉野5-9-4
30 E4	大開小学校 大開2-10-28
31 E3	西野田工科高等学校 大開2-17-62
32 C2	鷺洲小学校 鷺洲5-6-8
33 C1	八阪中学校 鷺洲6-1-13
34 C2	海老江東小学校 海老江1-6-19
35 E2	海老江西小学校 海老江8-1-10

----- Osaka Metro 高速道路

—— JR 国道

—— 私鉄

- 区役所・区民センター・図書館など
- 福祉関係施設
- スポーツ施設
- そのほかの施設

福島区の名所・旧跡

- A E2 海老江八坂神社
- B E3 野田恵美須神社
- C E3 福島天満宮
- D E2 福島聖天如意山了徳院
- E E2 松瀬青々旧跡
- F E4 春日神社(野田藤発祥の地)
- G E4 野田城跡伝承地
- H E3 21人討死之碑
- I E3 「松下幸之助創業の地」記念碑
- J E3 福沢諭吉誕生碑
- K E3 浄正橋跡碑
- L E3 逆櫓の松跡
- M D3 ミナミ株式会社(旧川崎貯蓄銀行福島出張所)
- N D4 下福島公園
- O E2 日本基督教団大阪福島教会

福島区の銭湯・温泉

- P E2 龍美温泉(たつみおんせん) 海老江4-8-13 ☎6451-2741
- Q E4 八坂温泉(やさかおんせん) 大開2-8-21 ☎6461-0255
- R E3 栄湯(さかえゆ) 野田3-15-16 ☎6461-0063
- S E3 宝栄湯(ほうえいゆ) 吉野1-6-12 ☎6441-3920
- T E3 延命湯(えんめいゆ) 福島5-12-5 ☎6451-3744
- U E2 日之出温泉(ひのおんせん) 鷺洲3-8-20 ☎6458-1487